

中間見直しによる計画掲載内容の変更（案）について

令和5年6月作成

頁	変更前	変更後	変更の理由
1	<p>I 共生のまち 施策の方向1 障がいへの理解の促進</p> <p>③ 障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、『広報いしかり』<u>などを活用した啓発活動</u>に取り組みます。</p>	<p>③ 障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、『広報いしかり』、<u>パネル展示、パンフレットの配布などあらゆる機会を活用した啓発活動</u>に取り組みます。</p>	<p>団体アンケートの回答「設問1：障がいのある人への理解を深める機会の増加」「設問2：生活環境への理解を深める機会の増加」「設問7：次世代のボランティア、会員につながるための方策」より取り組みを強化。</p>
6	<p>II 安心して心豊かに暮らせるまち 施策の方向3 感染症等に対応した支援の充実</p> <p>⑤ <u>新型コロナウイルス感染症などによる新しい生活様式への対応として、オンライン会議やオンライン研修などの取り組みを推奨します。</u></p>	<p>⑤ <u>感染症等の感染拡大に備えたオンライン、ハイブリッドによる会議、研修などの取り組みを推奨します。</u></p>	<p>新型コロナが5類になったことにより文言を変更。 ※他項目は新型コロナの文言がないため修正なしで継続する。</p>
6	<p>II 安心して心豊かに暮らせるまち 施策の方向4 権利擁護体制の充実（成年後見制度などの活用促進について）</p> <p>② 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークや、<u>コーディネートを行う中核機関の整備</u>に向けて検討を進めます。</p>	<p>② <u>成年後見制度の利用促進のために、中核機関を中心に、地域連携ネットワーク構築に係る取り組みの強化を図ります。</u></p>	<p>権利擁護体制の充実のため、令和4年4月に石狩市成年後見センターを中核機関と位置付けたことによる文言の変更。</p>

頁	変 更 前	変 更 後	変更の理由
8	<p>Ⅲ子育てしやすい街 施策の方向1 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実</p> <p>① 市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。</p>	<p>① 市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。<u>また、地域の連携体制や発達支援体制の強化に努めます。</u></p>	<p>事業所アンケートの設問「障がいのある子どもが地域で育ち、学びあっていくために必要な取り組み」の回答「福祉と教育・保育との連携」より連携の強化に努める。</p>
11	<p>Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち 施策の方向3 就労支援と雇用促進</p> <p>① 障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助成制度を<u>検討</u>します。</p>	<p>① 障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助成制度を<u>実施</u>します。</p>	<p>令和3年度より就労交通費助成制度を実施したため文言変更。</p>